

令和8年度 八女市社会福祉協議会 事業計画書



第3次八女市地域福祉計画・地域福祉活動計画

第1次八女市再犯防止推進計画

基本理念・基本目標

基本理念

心豊かに、共に支えあい、

安心して健やかに暮らせる、優しいまち 八女

- | | |
|--------|-----------------|
| 基本目標 1 | 相談しやすい雰囲気づくり |
| 基本目標 2 | 連携した支援ができる体制づくり |
| 基本目標 3 | 絆を深め孤立化を防ぐ地域づくり |
| 基本目標 4 | 社会参加の意識づくり |

令和8年度 事業計画書

基本方針

令和8年度も「第3次八女市地域福祉計画・地域福祉活動計画(第1次八女市再犯防止推進計画)」に則り、市民や行政及び関係機関に必要とされる社協づくりのための更なる基盤整備を図るために、包括的支援体制を強化しながら、八女市における「地域共生社会」づくりに努めます。

具体的には昨年に引き続き、制度の狭間で支援を必要としている人たちが抱える福祉課題について、八女市と一体となって解決に取り組むとともに、地域のさまざまな関係機関と連携しながら、小地域福祉活動及び包括的な支援体制を確立するとともに、制度の狭間に立たされている人を支援する拠点施設(ほっと館・ヨってこん館)の機能を拡充し、不登校児童に対する生活向上支援をはじめ、ひきこもり等、就労まで距離がある人への支援プランを作成し、プランに基づく具体的な支援を実施します。

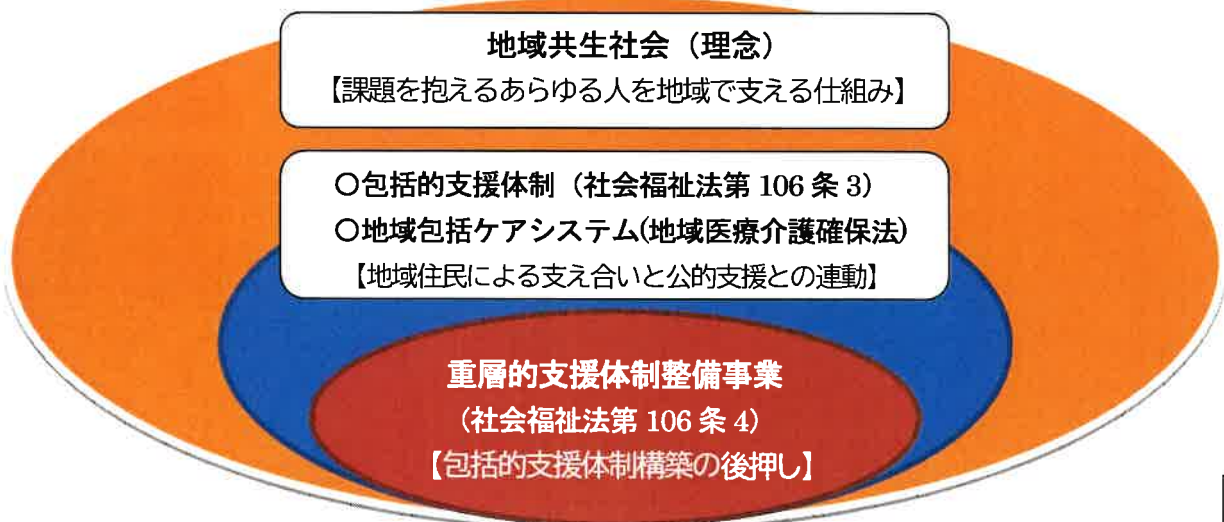
さらに、小地域福祉活動においては予防的観点を重視しながら、高齢者のフレイル防止や見守り機能強化、社会的孤立のリスク軽減を図りながら、サロン活動等通いの場への支援とあわせて、住民の主体性を育み「福祉でまちづくり」の基盤となる福祉教育の推進を行います。また、八女市からの受託事業である「ごみ出しサポート事業」や本会独自事業の「お助けサポート事業」、八女市社会福祉法人連絡会との協働によるごみ屋敷清掃といった社会貢献事業等を通じて、「互助」や「共助」の層を厚くする取り組みを行います。

同時に、低所得者及び高齢者、障がい者等への住まいの支援を通して、日常生活自立支援事業及び法人後見支援事業、居住支援事業との協働による生活支援をはじめ、中核機関の機能を活かして、家庭裁判所や弁護士、司法書士等と暮らしを支える権利擁護支援のネットワークを強化します。あわせて、市民後見人が活躍できる支援体制を整備するとともに、権利擁護支援体制の拡充をめざします。

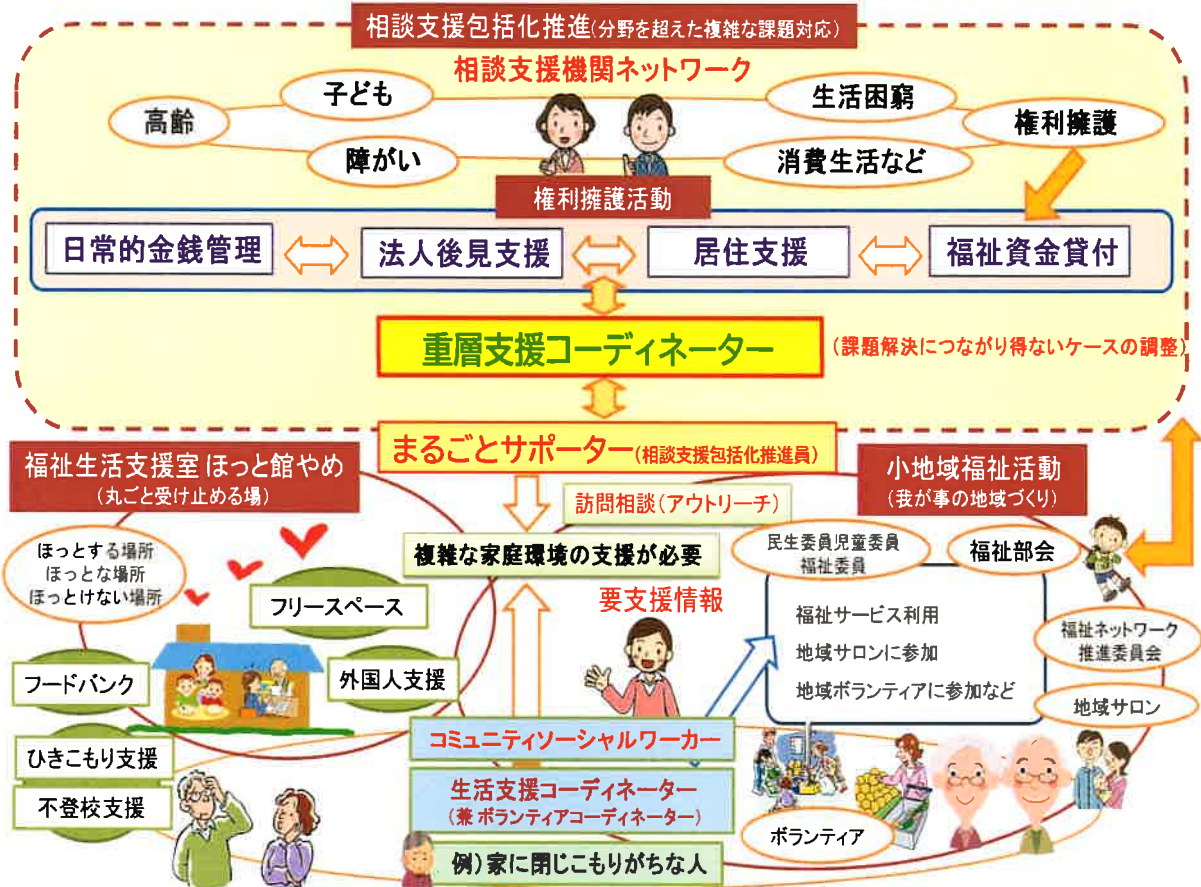
また、本年度は「第3次八女市地域福祉計画・地域福祉活動計画(第1次八女市再犯防止推進計画)」の4年目にあたることから、第4次計画の策定に向けて、各団体等へのヒアリングを開始し、地域における課題等の集約に努めます。

これらをふまえ、本年度も昨年に引き続き、「あらゆる生活課題への対応」と「地域のつながりの再構築」のもと、「福祉でまちづくり」の実現に向けて、社会福祉法人や民生委員児童委員をはじめ、福祉分野以外の機関との連携・協働による訪問支援(アウトリーチ)を徹底しながら、①断らない相談支援 ②地域とのつながりや参加の支援 ③地域づくりに向けた支援を一体的に実施します。

◎「地域共生社会の理念及び事業の位置づけ」(※出典:厚生労働省)



八女市方式による「地域共生社会に向けた包括的支援体制」づくり



1 重点目標

- (1) 福祉の情報をわかりやすく適切に提供するとともに、相談支援体制を充実し、関係機関との連携を図りながら、複雑かつ複合化した福祉の課題を抱える世帯の相談に応じ地域に出向く等、必要な人が気軽に相談できる体制を整えます。
- (2) 認知症や障がい等により判断能力が十分でない方の権利と財産を守り、安心して生活を送ることができるよう支援する体制の更なる基盤強化に努めるとともに、社会的つながりが弱い人に寄り添い、誰もが違いを認め合い、お互いに支えあうことができる関係性及び支援体制づくりに努めます。
- (3) コロナ禍以降の見守り活動やふれあいサロンの支援等、住民参加による小地域福祉活動事業の推進と地域の支えあいを基本とし、絆を深め孤立化を防ぐ地域づくりを推進します。
- (4) 福祉教育の推進及びボランティアの育成により、社会参加の意識づくりをすすめます。

2 実施計画

総務部門、地域福祉活動部門、在宅福祉・福祉施設事業部門、施設管理運営部門が横断的な連携を図りながら、各事業をすすめるよう努めます。社協が推進する地域福祉活動の主体と場を住民と小地域に求め、住民の主体的な活動を支援し、日常生活圏域における相談から支援まで包括的な活動の展開をめざし、本所・各支所の地域特性を考慮した円滑な事業展開に努めます。

(1) 総務部門

- ア 理事会
- イ 評議員会
- ウ 監査
- エ 委員会
 - (ア) 福祉サービスに関する苦情解決委員会
 - (イ) 評議員選任・解任委員会
 - (ウ) 事務改善委員会
 - (エ) 経費削減委員会
 - (オ) 第3次八女市地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会
 - (カ) 特別養護老人ホームゆいのもり入所検討委員会
- オ 諸規程の整備
- カ 人事、給与
- キ 予算、決算及び経理
- ク 財産の管理及び保全
- ケ 職員の研修(全体研修、職種別研修、新任研修ほか)
- コ 管理職会議

(2) 地域福祉活動部門

拡充① 地域福祉活動計画の推進

八女市との一体的計画として、令和5年度から令和9年度までの「第3次八女市地域福祉計画・地域福祉活動計画(第1次八女市再犯防止推進計画)」の4年目にあたることから、これまでの活動の検証を行います。

また、第4次計画の策定に向けて、各団体等へのヒアリングを開始し、地域における課題等の集約に努めます。

② 広報啓発活動の充実(ふれあいのまちづくり事業)

- ア やめ社協だよりの発行(年12回)
 - (ア) 有識者と職員(本所・支所)による広報編集会議の開催
 - (イ) 視覚障がいのある人等への情報提供を行う音声コードの掲載
 - (ウ) 市の広報紙発行日にあわせて、毎月1日に年12回発行
- イ 社協ホームページの活用
- ウ 社協事業パンフレットの見直し及び活用
- エ FM八女やLINE(ライン)等メディアの活用

③ 暮らしの相談事業の実施(ふれあいのまちづくり事業)

拡充ア 法律相談事業

(ア) 本年度より廃止した心配ごと相談に替わり、年々申し込みが増加している、無料法律相談事業を下記のとおり拡充します。

- 心配ごと相談所運営の廃止にともない、本年度から本所開催日について新たに、現行の毎月第2金曜日に第1金曜日を追加し、下記のとおり開催します。

◇令和8年度無料法律相談日

会 場	開催曜日及び時間	
本 所	第1金曜日、第2金曜日	13時30分～16時
黒木支所	第3金曜日	13時30分～16時
上陽支所	第4金曜日	13時30分～16時

イ 司法書士相談事業

ウ 社会保険労務士による障害年金相談

④ 生活支援体制整備事業の実施(市受託事業)

ア 生活支援コーディネーターの配置

(ア) 第1層生活支援コーディネーターを1名配置

エリア	配置数	配属先
八女市全域	1名	本 所

(イ) 第2層生活支援コーディネーターを9名配置

エリア	配置数	配属先	エリア	配置数	配属先
旧八女市地域	4名	本 所	上陽町地域	1名	上陽支所
黒木町地域	1名	黒木支所	立花町地域	1名	立花支所
矢部村地域	1名	矢部支所	星野村地域	1名	星野支所
計	9名				

(ウ) 生活支援コーディネーター連絡会の開催(月1回)

イ 地域資源の見える化

(ア) サロンをはじめとする、「地域の通いの場」の調査及び地域課題の把握

(イ) 「地域の通いの場」への情報提供及びボランティア活用等の支援

(ウ) 食料品や日用品の配達等を一覧化した地域資源情報冊子の随時更新

ウ 地域包括支援センターとの連携

(ア) 小地域ケア会議への参加

(イ) 日常生活圏域ケア会議への参加

(ウ) 地域包括ケア推進支援会議への参加

(エ) 八女地区連携会議への参加

(オ) 三者連携会議への参加(※支所)

エ 中山間地域の買い物支援の展開及び新たな買い物困難地区への支援

旧市町村ごとに地理的条件や生活環境、支援ニーズが異なることから、現在地域の実情に応じて実施している買い物支援をふまえて、本年度は更なる民間事業者との協働実施も含め、旧市町村単位の特性を考慮した柔軟な支援手法について検討し、誰もが安心して日常生活を送ることができる環境づくりを推進します。

オ 民間事業者及びボランティアセンターとの連携による情報格差対策の推進

カ 生活支援サービス事業(お助けサポート事業)の実施

地域の実情に寄り添った柔軟な支援を行うとともに、利用者との関わりを通じた見守り

をはじめ、必要に応じた関係機関へのつなぎ役としての機能を重視した活動を行います。

- (ア) 訪問支援(アウトリーチ)による生活課題、支援ニーズの把握
- (イ) 日常生活上のちょっとした困りごとに対する生活支援サービスの実施
 - 利用者と生活支援ボランティアの需給調整及び相談支援

⑤ ごみ出しサポート事業の実施(市受託事業)

ア ごみ出し支援世帯への具体的支援体制づくり

高齢者や障がいがある方等、支援を必要とする世帯の生活支援を目的として、定期的な声かけや安否確認を行いながら、見守り機能を兼ねた取り組みを行います。また、利用者との継続的な関わりを通して、日常生活上の変化や支援ニーズの早期把握に努め、市担当課及び関係機関と連携しながら、安心して地域で暮らし続けられる支援体制づくりを構築します。

- (ア) ごみ出し支援世帯への訪問支援(アウトリーチ)等による実態把握
- (イ) ごみ出し支援の実施
 - 利用者とボランティアの需給調整
 - 可燃ごみ出し支援活動の実施

⑥ 地域介護予防活動支援事業(市受託事業)

ア 介護予防のための専門指導士の派遣

- (ア) 健康運動指導士の派遣
- (イ) 歯科衛生士の派遣
- (ウ) 栄養士の派遣
- (エ) 認知症予防指導士の派遣

イ 八女市及び生活支援コーディネーターとの連携による人材育成

(ア) フレイルサポーターの育成及び登録の推進

本市において、フレイルチェック後の継続的な予防活動につなげる取り組みが重要となっているため、フレイルチェックを受けた高齢者がフレイルチェックの結果をきっかけに、具体的な行動変容につなげられるよう、フレイル予防の取り組みを推進します。

- フレイルサポーター養成講座の開催
- フレイルサポーターへのフレイルチェック練習会・交流会の実施

拡充 (イ) フレイルサポーターの派遣

- ふれあいサロン等でのシンプルフレイルチェックの実施
- (ウ) 地域介護予防研修会の開催

⑦ 権利擁護事業の推進

ア 権利擁護センターの運営

西部(八女・立花地区)の拠点として本所に、東部(上陽・黒木・矢部・星野地区)の拠点として黒木支所に権利擁護センター機能を設け、成年後見制度による事業を推進します。

- (ア) 日常生活自立支援事業(八女あんしんサポート事業)の推進
 - 専門員の配置(全エリア)
本所・各支所に専門員を配置し、担当エリア制を導入

- 福祉サービスの利用手続きや日常的金銭管理の支援
- コーディネート機能の強化
- 利用契約者のうち、身寄りのない高齢者等の見守り強化のための支援策の検討
 - ア) 身寄りのない高齢者等の入退院、入退所時に求められる支援
 - イ) 身寄りのない高齢者等への死後事務
- 処遇困難ケースについて協議する「ケース会議」の開催
- 生活支援員養成講座の開催
- 生活支援員研修会及び連絡会の開催
- (イ) 法人後見支援事業の実施
 - 検討委員会及び審議委員会、運営委員会の開催
 - 被後見人等への財産管理及び身上保護の実施
 - 成年後見制度が必要な方への申立て支援実施
 - 市民後見人養成講座修了者の活用
- (ウ) 福祉資金貸付事業
 - 低所得者世帯、高齢者及び障がい者世帯等への資金の貸付を行うとともに、借受世帯の自立更生を促進
 - 生活福祉資金貸付業務(県社協からの事務委託)
 - 福祉貸付金の貸付業務
 - 法外援護資金貸付業務
 - 福祉資金貸付委員会の開催
 - 特例貸付償還期間中に生活困窮状態が続いている借受人世帯への相談支援
- (エ) 居住支援体制整備の促進(国交省補助事業)
 - 居住支援法人活動の実施
 - ◇ 入居前支援(県営住宅申込や不動産会社への同行支援)
 - 低所得者及び高齢者、障がい者等、住宅確保要配慮者への住宅相談等、賃貸住宅等への入居に係る情報提供及び相談支援の実施
 - ◇ 入居中支援(アウトリーチ及び具体的サービスの提供)
 - 見守りをはじめ、要配慮者への生活状況の確認や相談支援を継続し、適宜必要な支援へのつなぎを行います。
 - ◇ 居住支援に関する学習会及び意見交換会の実施
 - 八女市内の関係機関や不動産関係者へ参加を呼びかけ、八女市内の居住支援の現状や課題について共有し、居住支援に関する理解や協力を求めていきます。
 - また、近年増加している、保証人の確保ができず入居できないケースや身寄りのない入居者の残置物処理・死後事務の問題解決に向けて、学習会等を通して行政や地域、関係機関への働きかけを行いながら、包括的な支援体制の強化に努めます。あわせて、福岡県が主催する研修や居住支援協議会の会議へ参加し、制度への理解を深めるとともに、居住支援法人同士でのネットワークの構築に努めます。
- (オ) 家計相談支援事業の実施(市受託事業)
 - 家計の見直しが必要な要支援者への相談支援をはじめ、年々増加する慢性的な生活困窮の状況から抱える、債務整理の手続き等に対するアウトリーチ(同行支援)を実施するとともに、家計の見直しが必要な要支援者の掘り起こしのため、司法書士事務所等へ

の広報周知活動に努めます。

イ 成年後見制度による中核機関の受託及び運営(市委託事業)

成年後見制度の利用促進を図るために、中核機関の下記の4つの機能について、市担当課をはじめ、各関係機関と協働しながら、中核機関機能の基盤整備に努めます。

(ア) 相談機能

- 八女市民に対する成年後見制度に関する相談窓口の設置及び相談支援の実施
- 八女市地域包括支援センター及び八女市障がい者基幹相談支援センター等の成年後見制度一次相談窓口との相談連携及び対応

(イ) 広報機能

- 校区及び民生委員児童委員担当区等、日常生活圏域における学習会等の開催
- 高齢者及び障がい者支援機関をはじめ、医療機関や金融機関等への成年後見制度に関する広報啓発

(ウ) 利用促進機能

- 市民後見人の養成及び活動支援
 - ◇ 新たな市民後見人候補者の養成及び市民後見人養成講座の修了生に対する、フォローアップのための市民後見人養成講座の開催
 - ◇ 市民後見人候補者が活躍できる支援体制の強化
- 受任調整会議の開催
- 福祉関係者及び医療機関や金融機関関係者等を対象にした専門職向け研修の開催

(エ) 後見人支援機能

- 家庭裁判所等との連携による後見人等への支援
- 市民後見人が担うケースの受任調整及び選任後のサポート体制の整備
 - ◇ 成年後見人監督人としてのサポート等
 - ◇ 八女市担当課をはじめ、八女市成年後見制度利用促進ネットワーク会議の各委員及び受任者調整会議のメンバー3士会による市民後見人業務の後方支援
- 専門職に対する成年後見制度に係る相談窓口としての広報啓発

⑧ 地域公益事業の推進

ア 社会福祉法人連絡会との連携による社会貢献事業の推進

イ ふくおかライフレスキュー事業への参加及び支援サポーターの配置

(ア) ごみ屋敷清掃及び災害発生時の支援活動等の実施

⑨ 小地域福祉活動の推進

ア 小地域福祉活動の推進

(ア) 市担当課及び民生委員児童委員、行政区長等との連携による地域福祉活動の推進

(イ) 民生委員児童委員連絡協議会及び主任児童委員部会定例会への参加

(ウ) ふれあいサロン等、地域の様々な場での情報提供

(エ) 地区福祉のつどいの推進

各地区福祉のつどい、福祉大会、福祉まつりへの参加協力

イ 住民参加による地域福祉活動の基礎組織や担い手づくり

小地域福祉活動の基盤強化を図るため、福祉部会をはじめ、福祉委員等の設置推進及び活動支援を行います。また、未設置箇所については、設置に向けた助言や調整、活動開始後のサポートを行いながら、地域の自主的な福祉活動を支援します。

- (ア)「福祉部会」(まちづくり団体等)
- (イ)「福祉ネットワーク推進委員会」(行政区、民生委員児童委員担当区等)
- (ウ)「福祉委員」(行政区等)
- (エ)「見守り連絡員」(隣近所等)

ウ 地域に出向いた相談支援や情報提供

福祉部会や福祉ネットワーク推進委員会等の場を活用した地域課題の把握

エ 社協ホームページや社協だよりを活用した地域福祉活動の情報発信

⑩ 社協会費(会員)・共同募金を活用した地域福祉活動の支援

⑪ 住民参加による地域福祉事業の推進(ふれあいのまちづくり事業)

ア ふれあいサロン活動の支援

- (ア) ふれあいサロン支援者養成講座の開催
- (イ) ふれあいサロン運営費の助成及び立ち上げの支援
- (ウ) 地区ふれあいサロン連絡会議及び交流会の開催
- (エ) 生活支援コーディネーターとの連携による地域課題及び支援ニーズの把握、地域人材・資源の発掘

⑫ 移動及び外出支援の推進

ア デマンド交通運営事業(ふる里タクシー)の実施(市受託事業)

- (ア) 登録手続き及びオペレーター業務
- (イ) ふる里タクシーに関する情報提供

イ 福祉有償運送事業の実施(黒木支所・矢部支所)

運転ボランティアの確保及び育成

⑬ 地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制整備事業(市受託事業)

ア 重層的支援体制整備事業

八女市からの委託事業として「多機関協働事業」「アウトリーチ等継続的支援事業」「参加支援事業」を受託し、個別の専門支援機関だけでは制度の狭間で課題解決につながらない、地域住民の複合かつ複雑化した課題や支援ニーズに対応する包括的支援体制を整備するため、重層支援コーディネーター並びに相談支援包括化推進員を配置します。また、年々高まる重層事業におけるアセスメント(生活課題の分析)及び支援プラン作成件数に対応するため、重層支援コーディネーターを西部(本所)と東部(黒木支所)に配置して重層事業の拡充を図るとともに、総合的な支援体制の確立に努めます。

重層的支援体制整備事業の実施にあたり、社協既存の福祉総合相談センター事業や生活支援コーディネーターによる地域支援事業を活かしながら、①相談支援 ②参加支援 ③地域づくりに向けた支援を一体的に実施します。

(ア) 相談支援

ア) 福祉総合相談センター事業(単独事業)

- 本所・各支所に福祉総合相談センターの設置
- こどもから高齢者、障がい者、ひとり親家庭、生活困窮者等の様々な相談対応及び関係機関との連携
- 八女市地域包括支援センター、八女市障がい者基幹相談支援センター等の関係機関との相談支援体制の強化

イ) 多機関協働事業/(市受託事業)

- 重層支援コーディネーターの配置

担当エリア	配置数	配属先
旧八女市・立花町地域	2名	本所
上陽町・黒木町・矢部村・星野村地域	1名	黒木支所
計	3名	

- 相談支援包括化推進員(まるごとサポーター)の配置

エリア	配置数	配属先	エリア	配置数	配属先
旧八女市地域	3名	本所	上陽町地域	1名	上陽支所
黒木町地域	2名	黒木支所	立花町地域	1名	立花支所
矢部村地域	1名	矢部支所	星野村地域	1名	星野支所
計	9名				

相談支援包括化推進員(まるごとサポーター)は課題が複合・複雑化したケースに対し、適切な支援計画を作成するため、関係者や関係機関(多機関)との情報交換を行うとともに、関係する専門機関の役割を整理し、支援の方向性を示す役割を担います。

- 相談支援機関等との連絡調整
- 重層的支援会議及び支援会議の活用(困難ケースの提出)
- 相談支援包括化推進員連携会議の開催(月1回)



【単独の支援機関では課題解決につながり得ないケース】

- 重層的支援会議の開催

調整役として「重層支援コーディネーター」を配置し、多機関協働事業で作成した支援プランについて、市担当課及び支援関係機関が参加してプランの適切性を判断します。

- ◇ 支援方針の共有
- ◇ 支援プランの適切性の協議
- ◇ 支援機関の明確化と役割分担

- 重層的支援体制整備事業の学習会の実施

重層的支援体制整備事業の趣旨を理解し、相談支援包括化推進員をはじめ、市関係課や各相談支援機関が日々の相談対応や支援の実践において、支援プランの作成の方

法を学ぶ機会として実施します。具体的には、重層的支援体制整備事業における包括的な支援の考え方や多機関協働を基本とした支援の進め方について整理し、アセスメント(生活課題の分析)から支援方針の整理、役割分担の明確化、支援プラン作成の一連の流れを学習することを目的とし、重層的支援会議時に年間を通し数回実施します。

ウ) 訪問支援(アウトリーチ)等を通じた継続的支援事業／(市受託事業)

長期にわたって、ひきこもりの状態にある人やその家族等、自ら支援につながる事が難しい人への信頼関係の構築に向けた働きかけを行います。

○ 訪問支援(アウトリーチ)の徹底

民生委員児童委員によるひきこもり調査をもとに、相談支援包括化推進員が中心となり、民生委員児童委員から情報を収集するとともに、関係機関と連携し訪問支援(アウトリーチ)を行います。

○ 関係機関との協働による包括的支援

本人や家族が自ら相談に至っていない世帯に対し、情報収集を行いながら、伴走的な関わりを通して信頼関係の構築を図り、必要に応じて、ほっと館やめ及びヨってこん館での参加支援や医療及び福祉、就労への支援につなげます。

(イ) 参加支援／(市受託事業)

○ 参加支援事業

重層的支援会議の方針に基づき、生活支援コーディネーター及び相談支援包括化推進員及び福祉生活支援室(ほっと館やめ)が一体となり、社会参加に向けた就労支援や居場所をつくる支援等、社会資源を活用した多様な参加支援につなげます。

拡充 イ ひきこもり支援や生活困窮者のための拠点施設の運営及び支援事業の実施(市受託事業)

(ア) 福祉生活支援室の運営(ほっと館やめ『本所・上陽支所・黒木支所』)

ひきこもり支援をはじめ、フードバンク事業による生活困窮者支援の拠点施設として八女市と連携を強化しながら、下記の支援事業を通して、相談窓口の充実を図るとともに、訪問支援(アウトリーチ)や参加支援等を実施します。

○ 福祉生活支援室

事務所	管轄エリア
本所(共生の森)	旧八女市・立花町地域
上陽支所	上陽町・星野村地域
黒木支所(新設)	黒木町・矢部村地域

ア) 福祉生活支援室の増設

○ 黒木地域交流センター「ふじの里」内に福祉生活支援室を新たに設置し、ひきこもり支援及び生活困窮者支援等の拡充を図ります。

イ) 福祉生活支援室運営委員会の開催(年2回)

○ 地域の多様な関係機関を構成メンバーとする運営委員会を設置し、会議を通して、多方面の専門的な分野の支援による意見交換を行い、生活困窮及びひきこもり支援の更なる推進のためのネットワークづくりに努めます。

ウ) ひきこもり相談支援体制の強化

○ 相談窓口や支援機関の情報発信

相談窓口や利用可能な支援機関の情報を集約し、ホームページや広報紙を活用した

市民への情報発信

- 地域の実態やニーズの把握
市福祉課及び八女市民生委員児童委員連絡協議会との協働による、「ひきこもり等に関する実態調査」の活用
- ひきこもり支援拠点及び居場所づくり
県内初の試みとなる大型ショッピングセンターとの協働による地域交流拠点施設「ヨってこん館」の運営
地域とのつながりが少ない、ひきこもり者本人や生活困窮者がほっと館やめに継続的に来館できるようになり、次のステップとして社会参加へつながることができるための拠点づくりを行います。
- ◇ 就労体験の実施
大型ショッピングセンターと協働し、多世代の人が多数集まる場にひきこもり者本人が通えることを目標に、段階的に人とつながり、小さな役割を持つことができるといったステップを踏みながら、継続性のある就労体験をめざします。
- ◇ 市民参加による多世代交流の場づくり
地域交流拠点施設としての多世代交流の場づくりとしての機能を強化するために、ボランティア団体に依頼しイベントを実施します。あわせて、ボランティア活躍の場とひきこもり者本人がイベントに参加し、準備等を行うことにより、本人にしかできない「役割」を提供します。
- ◇ 福祉相談会の実施
福祉について気軽に相談できる窓口として、本会職員による出張型による各種相談会を実施し、地域交流拠点施設の広報啓発及び福祉課題や生活課題を抱える方の発掘に努めます。
- ◇ 福祉マルシェの開催
ひきこもり者本人に就労イメージを持ってもらうことを目的に福祉マルシェを開催し、福祉生活支援室「ほっと館やめ」で参加支援利用者の制作した小物の販売体験を行うとともに、八女市内の作業所等に出店依頼を行い、作業所等で製造している焼き菓子やパン等の販売を通して、接客等の「体験」を提供します。
- ひきこもりについて市民向け講座の開催及びひきこもり支援サポーターの養成
ひきこもり・不登校について社会問題として認識していただくきっかけづくりとして市民向けの講演会の開催及びひきこもり支援サポーター養成及びのための講演会の開催。
- ひきこもり支援サポーターの活動支援
利用者とのマッチングを行いながら、福祉生活支援室「ほっと館やめ」利用者の参加支援の見守りをはじめ、軽作業等の共同作業や傾聴活動を中心に担っていただくことを基本とし、随時、本会職員がサポートできる支援体制を整備します。
- 不登校・ひきこもりに関する相談支援
 - ◇ 当事者団体や関係機関との連携による支援
不登校・ひきこもり親の会や精神対話士等の支援者及び医療機関との連携による個別支援
 - ◇ 農業等を通じた居場所づくりの確保による社会参加の促進

野菜づくりや一時雇用(臨時)等を通じた参加支援及び授産施設との連携による
家庭内作業等を通じた参加支援

◇ 教育関係機関及び相談支援機関との連携

八女市教育支援センター「あしたば」、スクールソーシャルワーカー、リーベル等との協働による軽作業体験等を通じた参加支援及び相談支援、居場所づくりの紹介

○ 外国人支援団体との協働による相談支援

外国人支援団体及び関係機関との協働による個別支援の実施

エ) フードバンク事業の実施

市民や事業所等への食品募集等によるフードバンク事業の実施及び市内のこども
食堂支援

オ) 学習支援活動の支援

八女市内の高校生等学習支援ボランティアの募集及びコーディネートの実施

カ) 生活困窮者等地域づくり事業(市補助事業)

福祉生活支援室「ほっと館やめ」及び相談支援包括化推進員の生活困窮世帯への支援を通して、市内の企業や農家等の協力事業所を開拓し、ひきこもり者本人や生活困窮者の試行的雇用の環境整備に努め、すべての人に居場所と役割づくりを行います。

○ ひきこもり等就労までに距離がある人への支援プランの作成及びプランを活用した、本人の希望に寄り添った支援の実施

⑭ ひとり親家庭等生活向上支援事業(市受託事業)

ア コーディネート機能によるこどもの居場所づくり支援

(ア) こどもと「支援」を結びつける調整機能を担うコーディネーターとして、相談支援包括化推進員(まるごとサポーター)をあて、こどもの居場所づくりをはじめ、こども食堂実施団体等への相談支援及び開設支援の実施

(イ) こども食堂等団体の連携会議の開催

地域における、こども食堂の安定的かつ継続的な運営が行えるよう支援を行うとともに、関係機関や団体との連携を強化し、こどもや地域住民がつながることのできる地域づくりを推進していくことを目的に、年間数回にわたる連携会議を行い、その時々テーマを掲げ、市民に対しこども食堂への理解を深めてもらうために「市民公開講座」を開催します。

(ウ) 関係機関連携会議及び資金貸付業務やほっと館業務から得られた生活困窮児童家庭等の把握と市担当課及び関係機関へのつなぎ

(エ) 地域ボランティアとの連携によるこどもの居場所づくりや物資支援及び宅食支援の実施

(オ) こども食堂等を担う人材発掘のための支援【⑳-キー-(イ)記載】

(カ) 不登校児童に対する生活向上及び学習定着支援

⑮ 災害ボランティアセンターの基盤整備

ア 災害時相互協力協定団体との連絡会の開催

イ 福岡県社会福祉協議会や近隣社会福祉協議会との連携

ウ 「災害時対応の手引き」(災害ボランティアセンター活動マニュアル)の活用

エ 災害ボランティア事前登録の推進

オ 災害時相互協力協定団体及び八女市社会福祉法人連絡会、八女市防災士連絡会との連携による災害支援

カ 南筑後地区社会福祉協議会災害時相互支援協定締結社協(福岡県社協、大牟田市社協、柳川市社協、みやま市社協、八女市社協)との連携を強化するため、本年度は、八女市社協が幹事社協として災害時対応を想定した研修会や意見交換会を開催し、支援体制や連絡調整体制の確認を行うとともに、職員の防災意識及び対応力の向上を図ります。

キ 八女市・山鹿市社会福祉協議会災害時相互応援協定に基づき、災害発生時に迅速かつ的確な相互支援が行える体制整備を図るため、連絡会や交流会を実施し、災害時における連絡調整の体制づくりの強化や支援内容の確認を行うとともに、職員の防災意識及び対応力の向上を図ります。

ク 地域住民を対象とした防災講座の開催

日頃からの備えを中心に、防災対策や防災に対する心構え等について理解を深めるとともに、平常時からの声かけや見守りの大切さを共有し、防災意識の向上と地域における支えあいの意識の向上に努めます。

⑯ 福祉教育活動の推進(ふれあいのまちづくり事業)

ア 暮らしと福祉の講座の開催

イ 福祉教育教材「ともに生きる」の活用促進

ウ 福祉体験学習・講座の支援(小・中・高等学校等)

拡充 エ 福祉教育サポーターの育成

福祉教育サポーターを育成することを目的に養成講座を開催するとともに、小・中・義務教育学校・高等学校を対象に開催する福祉出前講座の充実を図りながら福祉教育を推進します。

⑰ 当事者団体の組織化と活動の活性化

ア 不登校・ひきこもり親(家族)の会活動への協力

⑱ 各福祉事業(団体)の活動支援

ア 高齢者福祉事業の推進

(ア) シニアクラブ活動への協力支援

イ 障がい者福祉事業の推進

(ア) 身体障害者福祉協会への協力支援

(イ) 福祉作業所への協力支援

(ウ) 視覚障害者福祉協会活動への協力支援

(エ) 聴覚しょうがい者協会への協力支援

(オ) 精神障害者家族会への協力支援

(カ) 当事者団体への協力支援

ウ 母子寡婦福祉事業の推進

(ア) 母子寡婦福祉会活動への協力支援

(イ) 母子・父子ふれあい事業への協力支援

エ 青少年健全育成事業や児童福祉活動への協力

- (ア) 子ども会事業への協力支援
- (イ) 青少年健全育成事業への協力
- オ その他の福祉活動への協力支援
 - (ア) 保護司会への活動支援
 - (イ) 遺族連合会活動への協力

⑱ 八女市金婚式事業の実施(市受託事業)

⑳ 世代間交流事業の実施

- ア 福祉サービス利用者と地域住民、保育園児及び小学校児童による世代間交流事業の実施
 - (ア) ふれあい田んぼ

㉑ ボランティアセンター活動推進事業

- ア 広報啓発活動の充実
- イ ボランティアセンターの運営強化
 - (ア) ボランティアコーディネーターの配置
 - (イ) 福祉生活支援室及び関係機関との連携による、ひきこもり者本人や障がい者等へのボランティア活動の機会づくり
- ウ ボランティアの育成
 - (ア) 点訳活動推進の支援
 - (イ) 手話活動推進の支援
 - (ウ) 要約筆記ボランティア活動への支援
 - (エ) 音訳ボランティア活動への支援
 - (オ) 八女市ふれあいサロン支援者の会への支援
 - (カ) ふれあいいいききサロン地域支援団体への支援
 - (キ) 生きがいデイサービスボランティア活動への支援
 - (ク) 傾聴ボランティア活動への支援
 - (ケ) ボランティア連絡協議会活動への支援
- エ ボランティア登録の推進とボランティア保険の加入促進
 - (ア) 退職者及びシニア層等、幅広い層の社会参加を促進する新たなプログラムの開発
- オ ボランティアコーディネーター機能の強化
 - (ア) ボランティア活動についての相談、斡旋
 - (イ) 福祉活動に関するボランティア活動団体の登録整備
 - 社協ホームページや社協だよりによる福祉活動に関するボランティア活動団体の登録整備及びボランティア活動についての相談、斡旋
- カ 各種ボランティア講座等の開催
 - (ア) ボランティア入門講座の開催
 - (イ) 傾聴ボランティア養成講座の開催
- キ 生活支援コーディネーターとの連携による生活支援ボランティアの育成
 - (ア) 生活支援ボランティア養成講座の開催
 - (イ) こども食堂やこどもの居場所づくりを担うボランティア養成講座の開催

② その他の事務・事業

ア 福岡県共同募金会八女市支会の運営

(ア) 八女市支会理事会・配分委員会の開催

(イ) 共同募金運動の実施

市内の小・中・義務教育学校・高校生及び障がい者福祉施設へ標語・イラストを募集し、
募金運動を推進

(ウ) 歳末たすけあい募金運動の実施

(エ) 八女市支会の運営事務

(オ) 募金実績向上のための実務者会議の開催

イ 日本赤十字社八女市地区の運営

(ア) 八女市地区の会費(会員)募集活動

(イ) 八女市地区の運営事務

ウ 八女市献血推進協議会の運営

(ア) 八女市献血推進協議会の開催

(イ) 献血（地域献血・職域献血・学域献血）の実施

(ウ) 八女市献血推進協議会の運営事務

(3) 在宅福祉・福祉施設事業部門

① 介護保険事業及び介護予防・日常生活支援総合事業

- ア 訪問介護事業・訪問型サービス事業(予防)の実施<立花支所>
- イ 通所介護事業・通所型サービス事業(予防)の実施<立花支所・星野支所>
- ウ 地域密着型通所介護事業・通所サービス事業(予防)の実施<上陽支所・矢部支所>
- エ 基準緩和型通所サービス事業(通所サービスA)の実施<上陽支所・立花支所・矢部支所・星野支所>
- オ 居宅介護支援事業の実施<黒木支所・立花支所・星野支所>
- カ 特別養護老人ホーム事業の実施<矢部支所>
- キ 短期入所生活介護事業・介護予防短期入所生活介護事業の実施<矢部支所>
- ク 生活管理指導短期宿泊事業の実施<矢部支所>(市受託事業)

② 障がい者福祉サービス事業<立花支所>

- ア 居宅介護事業(訪問介護事業)の実施

③ 在宅福祉サービス事業

- ア 生きがいデイサービス事業の実施<全支所>
- イ 高齢者生活支援ヘルパー派遣事業の実施<立花支所>
- ウ 配食サービス事業の実施<上陽支所・立花支所・星野支所>
- エ シルバーハウジング生活援助員派遣事業の実施<矢部支所>
- オ 外出支援サービス事業の実施<星野支所>
- カ 利用者や家族の生活課題及び福祉課題の把握や解決のための生活支援コーディネーターとの連携

④ 高齢者生活福祉センター居住部門の運営<矢部支所・星野支所>

⑤ 社会事業授産施設(授産所麻生園)の運営<星野支所>

- ア 生活保護法に基づく低所得者等対象施設の運営
- イ 就労継続支援B型事業の実施
- ウ 新たな授産製品の開拓

⑥ 葬祭事業

- ア 霊柩車の運行<黒木支所・矢部支所・星野支所>
- イ 葬祭用品の販売、斡旋<矢部支所・星野支所>

(4) 施設管理運営部門

① 八女市社会福祉会館の運営<本所>

- ア 貸室管理

② 八女市地域福祉センターの運営<上陽支所>

- ア 入浴施設管理、貸室管理
- ③ 八女市黒木地域交流センター「ふじの里」の運営<黒木支所>
 - ア 地域交流センター利用促進のための送迎バスの運行
 - イ 直売所の運営
 - ウ 入浴施設管理、貸室管理
- ④ 八女市立花総合保健福祉センター「かがやき」の運営<立花支所>
 - ア 総合保健福祉センター利用促進のための送迎バスの運行
 - イ 食堂事業、売店事業の運営
 - ウ 入浴施設管理、貸室管理
- ⑤ 八女市矢部高齢者生活福祉センターの運営<矢部支所>
- ⑥ 八女市特別養護老人ホーム「ゆいのもり」の運営<矢部支所>
- ⑦ 八女市星野総合保健福祉センター「そよかぜ」の運営<星野支所>
 - ア 売店事業の運営
 - イ 総合保健福祉センター利用促進のための送迎バスの運行
 - ウ 温泉施設管理、貸室管理、レストラン管理

支所毎の事業計画(再掲)

上陽支所

- ① 上陽町地域の福祉団体、ふれあいサロン関係者及びボランティア団体の活動拠点
- ② 「上陽地区福祉のつどい」(主催:上陽地区福祉のつどい実行委員会)を開催
- ③ 小地域福祉活動(福祉部会、ネットワーク推進委員会、福祉委員、見守り連絡員)の推進
- ④ 上陽町地域担当の生活支援コーディネーターを1名配置
- ⑤ 上陽町地域担当の相談支援包括化推進員(まるごとサポーター)を1名配置
- ⑥ 日常生活自立支援事業(八女あんしんサポート事業)専門員の配置
- ⑦ 八女市地域福祉センターの運営
 - ア 入浴施設管理、貸室管理
 - イ センターの利用促進を目的に「地域福祉センターまつり(仮称)」の開催
- ⑧ 地域密着型通所介護事業・通所型サービス事業(予防)・通所サービスA事業の実施
- ⑨ 生きがいデイサービス事業の実施
- ⑩ 配食サービス事業の実施
- ⑪ 福祉生活支援室「ほっと館やめ」の運営
- ⑫ 八女市こどもの居場所づくり支援事業の実施
- ⑬ 上陽地区こどもの居場所づくり支援事業「にっこり広場」の実施

黒木支所

- ① 福祉有償運送事業の実施(運転ボランティアの確保及び育成)
- ② 小地域福祉活動(福祉部会「福祉のつどい」・福祉ネットワーク推進委員会・ふれあいサロン・福祉委員・見守り連絡員)の推進
- ③ 「黒木町社会福祉大会」(主催:実行委員会)を開催
- ④ 黒木町地域の福祉団体、ふれあいサロン関係者及びボランティア団体の活動拠点
- ⑤ 黒木町地域担当の生活支援コーディネーターを1名配置
- ⑥ 八女東部地域担当の重層支援コーディネーターを1名配置
- ⑦ 黒木町地域担当の相談支援包括化推進員(まるごとサポーター)を2名配置
- ⑧ 福祉生活支援室「ほっと館やめ」の運営
- ⑨ 日常生活自立支援事業(八女あんしんサポート事業)専門員の配置
- ⑩ 権利擁護センター事業の推進
- ⑪ 八女市黒木地域交流センター「ふじの里」の運営
 - ア 地域交流センター利用促進のための送迎バスの運行
 - イ 直売コーナーの運営
 - ウ 入浴施設管理、貸室管理
- ⑫ 居宅介護支援事業の実施
- ⑬ 生きがいデイサービス事業の実施
- ⑭ 霊柩車の運行

立花支所

- ① 訪問介護事業、障がい者居宅介護事業を実施する等、在宅福祉サービス事業の多くを担う
在宅福祉拠点支所
- ② 立花町地域の福祉団体、ふれあいサロン関係者及びボランティア団体の活動拠点
- ③ 小地域福祉活動(福祉部会、ネットワーク推進委員会、福祉委員、見守り連絡員)の推進
- ④ 立花町地域担当の生活支援コーディネーターを1名配置
- ⑤ 立花町地域担当の相談支援包括化推進員(まるごとサポーター)を1名配置
- ⑥ 日常生活自立支援事業(八女あんしんサポート事業)専門員の配置
- ⑦ 八女市立花総合保健福祉センター「かがやき」の運営
 - ア 総合保健福祉センター利用促進のための送迎バスの運行
 - イ 食堂事業・売店事業の運営
 - ウ 入浴施設管理、貸室管理
 - エ かがやきの利用促進を目的に「かがやきまつり」を開催
- ⑧ 訪問介護事業・訪問型サービス事業(予防)の実施
- ⑨ 通所介護事業・通所型サービス事業(予防)の実施・通所サービスA事業の実施
- ⑩ 居宅介護支援事業の実施
- ⑪ 障がい者居宅介護事業(訪問介護事業)の実施
- ⑫ 生きがいデイサービス事業の実施
- ⑬ 配食サービス事業の実施
- ⑭ 高齢者生活支援ヘルパー派遣事業の実施

矢部支所

- ① 福祉有償運送の実施
- ② 世代間交流事業「ふれあい田んぼ」の実施
- ③ 地域交流事業「ゆいのもり敬老会」の開催
- ④ 矢部町地域の福祉団体、ふれあいサロン関係者及びボランティア団体の活動拠点
- ⑤ 矢部町地域担当の生活支援コーディネーターを1名配置
- ⑥ 矢部町地域担当の相談支援包括化推進員(まるごとサポーター)を1名配置
- ⑦ 日常生活自立支援事業(八女あんしんサポート事業)専門員の配置
- ⑧ 小地域福祉活動の推進及び矢部地域づくり協議会との連携(福祉部会、福祉委員及び見守り連絡員の充実)
- ⑨ 買い物支援の展開「なんでんや」による食料品等の販売、とくし丸・山里の会と連携した買物支援
- ⑩ 高齢者生活福祉センター居住部門の運営
- ⑪ 特別養護老人ホーム事業の実施
- ⑫ 生活管理指導短期宿泊事業の実施
- ⑬ 短期入所生活介護事業・介護予防短期入所生活介護事業の実施
- ⑭ 地域密着型通所介護事業・通所型サービス事業(予防)・通所サービスA事業の実施
- ⑮ 生きがいデイサービス事業の実施
- ⑯ シルバーハウジング生活援助員派遣事業の実施

- ⑰ 霊柩車の運行
- ⑱ 葬祭事業の実施(葬祭用品の販売、斡旋)

星野支所

- ① 星野村地域の福祉団体、ふれあいサロン関係者及びボランティア団体の活動拠点
- ② 「星野村健康と福祉のつどい」の開催
- ③ シニアクラブとの共催による福祉講演会の開催
- ④ 星野村地域担当の生活支援コーディネーターを1名配置
- ⑤ 星野村地域担当の相談支援包括化推進員(まるごとサポーター)を1名配置
- ⑥ 小地域福祉活動(福祉部会、ネットワーク推進委員会、福祉委員)の推進
- ⑦ 日常生活自立支援事業(八女あんしんサポート事業)専門員の配置
- ⑧ 八女市星野総合保健福祉センター「そよかぜ」の運営
 - ア 総合保健福祉センター利用促進のための送迎バスの運行
 - イ 売店事業の運営
 - うきは市社協と連携した日常生活用品の販売による買物支援
 - ウ 温泉施設管理、貸室管理、レストラン管理
- ⑨ 通所介護事業・通所型サービス事業(予防)・通所サービスA事業の実施
- ⑩ 居宅介護支援事業の実施
- ⑪ 生きがいデイサービス事業の実施
- ⑫ 配食サービス事業の実施
- ⑬ 外出支援サービス事業の実施
- ⑭ 高齢者生活福祉センター居住部門の運営
- ⑮ 社会事業授産施設(授産所麻生園)の運営
 - ア 生活保護法に基づく低所得者等対象施設
 - イ 就労継続支援B型事業の実施
 - ウ ひきこもり地域支援センター事業と連携した家庭内作業等を通じた参加支援の実施
 - エ 新たな授産製品の開拓・販売
 - オ 霊柩車の運行
 - カ 葬祭用品の販売